

平成27年 国勢調査

調査員 大募集!!

募集人数:約130名
申込期間:4月1日(水)~6月30日(火)

平成27年10月1日を基準日として五年に一度の国勢調査が実施されます!!実施にともない、調査員を大募集しております!!

■国勢調査員の仕事の内容

1. 調査員事務打合せ会への出席 (8月下旬~9月上旬)
2. 調査地域の確認・調査区要図の作成 (9月上旬~9月9日)
3. オンライン調査の資料配付 (9月10日~9月12日)
4. 調査票の配付・回収 (9月26日~10月7日)
5. 調査書類の検査・提出 (10月18日~10月20日)

■資格条件

20歳以上、健康で責任をもって調査を行っていただける方

■報酬 30,000円~45,000円 (調査区や調査数によって変わります)

★詳しくは統計担当までご連絡ください!
(注意)申込みされた方全員が必ずしも採用されるわけではありませんのでご了承ください。

お問い合わせは 企画財政課 統計担当 ☎889-3792

ご自宅で
生ごみ処理を
始めませんか♪

生ごみ処理容器・処理機 購入補助制度について

台所の生ごみ、どうしていますか?生ごみ処理容器・処理機を使って、減量・リサイクルしませんか?生ごみをリサイクルし、手作りの堆肥で野菜や花づくりを楽しんだり、ポイントをためて「はえばる豚」のお肉に交換したり♪

生ごみ処理容器・処理機を使うことでごみの量も減り、ごみ出しも簡単になりますよ。



補助対象

南風原町に住んでいる方で、処理容器、処理菌、処理機を購入した方

補助内容

下記のとおりです。

対象	購入上限	補助額
処理容器 処理菌	1世帯あたり2基(袋)まで	購入額の10分の8 ただし1基(袋)あたり限度額6,000円
処理機	1世帯あたり1機まで	購入額の10分の5 ただし1機あたり限度額30,000円

※商品によっては補助の対象外になるものがあります。購入前に生活環境班までご確認ください。

※処理機は、購入価格が120,000円以内のものに限ります。

※処理容器と処理菌および処理機の補助を重複して受けることはできません。

※以前補助を受けた方は、処理容器と処理菌は3年、処理機は5年を経過しない場合、新たに補助を受けることができません。

申請に必要なもの

申請書、商品概要のわかるパンフレット等、印鑑 ※申請は購入前に行う必要があります。

詳しい内容のお問い合わせは 住民環境課 生活環境班 ☎889-1797

こども医療費助成制度をご存じですか?

こども医療費助成とは

保護者が医療機関(病院・歯科・調剤薬局等)でお支払いしたお子さんの保険診療自己負担金を助成する制度です。町在住で、いずれかの健康保険に加入していることが要件です。(生活保護、その他の医療費助成制度で助成を受けることができるお子さんは除きます。)
※保険適用外や学校のケガによるものなど一部助成対象外もございます。



助成できる医療費

	対象年齢	備考
外来	0歳~中学校卒業まで	
入院	0歳~中学校卒業まで	入院時食事療養費は1/2額を助成

助成を受けるためには

こども課で「受給資格者証」の交付を受ける必要があります。※保護者の所得に応じた助成制限はありません。

受給資格者証交付に必要なもの

- ①お子さんの健康保険証
- ②保護者名義の普通預金通帳
- ③印鑑



助成金の申請方法

①自動償還払い方式 ※県内協力医療機関が対象です。

医療機関窓口にて、「オレンジ色の受給資格者証(自動償還)」、「お子さんの健康保険証」を提示してお支払いを済ませることで、助成金支給申請となります。助成金の口座振込みは、診療月の翌々月30日です。

お手元の領収書は、通帳記載後に助成金額の確認ができるように大切に保管して下さい。

②償還払い方式 こども課窓口にて領収書(原本)を添えて申請する方法

県内協力医療機関以外や県外医療機関で受診した医療費などについては、「受給資格者証」、「領収書(原本)」を添えてこども課窓口にて申請して下さい。助成金の口座振込みは、申請月の翌月30日です。

※どちらの申請方法についても、助成金の振込日が土日祝祭日にあたる場合は前日に振込みします。

※振込通知は致しておりませんので、通帳記載の上確認して下さい。

※健康保険証を変更した時、口座を変更した時等は届け出が必要です。

助成金の申請期間は診療月の翌月1日から1年以内です。

【お問い合わせ】こども課 ☎889-7028

軽自動車税の税率改正について

軽自動車税の税率が次のとおり変更されます。

原付バイク及び二輪車

●税率の引き上げは、平成28年度に延期される予定です。(H27.3時点)

軽自動車

- 平成28年度分から初度検査年月(車検証に記載)から数えて13年以上経過している車両は割増し税額となります。
- 平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける車両は右表の新税率のとおりになります。なお4月1日の登録は平成27年度分から課税、4月2日以降の登録は平成28年度分から課税となります。

車種区分		新税率(年額)	
		平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける車両のみ	
四輪以上	三輪	乗用	3,900円
		貨物用	3,900円
	乗用	自家用	10,800円
		営業用	6,900円
貨物用	自家用	5,000円	
	営業用	3,800円	

お問い合わせ 税務課 ☎889-4413

国際標準規格ISO9001:2008認証取得 預かり金保証制度(国庫補助事業)加入会社

地域の不動産業で35年目

不動産管理・賃貸仲介・売買仲介・有効活用相談
不動産のことでしたら何なりとお申し付け下さい。

since1981

沖縄県知事免許(9)第0928号

あなたのホームプランナー

南新物産

南風原本店 〒901-1104 南風原町宮平641-7
TEL 098-889-4007 FAX 098-889-4033
http://www.nanchan.co.jp Email hae@nanchan.co.jp



あすなる司法書士法人 那覇市楚辺1丁目5番17号1F

登記・裁判事務・測量のことならどうぞお気軽にご相談下さい

- 売買・相続・贈与・抵当権
- 裁判事務
- 多重債務整理
- 会社法人登記
- 成年後見・家事事件
- 土地建物測量

代表者 比嘉 良泉

司法書士 金城 仁史

土地家屋調査士 仲間 功

TEL(098)834-1100 FAX(098)834-8433

詳しくはホームページ「あすなる司法書士法人」検索

